

あなたの周りに 悩んでいる人はいませんか？ ～多治見市からなくそう暴力～

平成30(2018)年4月から「第3次たじみ男女共同参画プラン」がスタートし、第2次プランから引き続き「女性等に対する暴力の根絶」を推進していきます。特に最近、配偶者などの近親者から暴力を受けるDV(ドメスティック・バイオレンス)が大きな問題となっています。DVは、暴力という手段で相手の尊厳を傷つける、重大な人権侵害です。

暴力に関する事案は、男性であっても女性であっても、誰もが加害者・被害者になる可能性があります。皆様の職場が、暴力というリスクに作用するセーフティネットのひとつとなるように、ご協力をお願いいたします。



日本のDVに関する現状

内閣府が平成29(2017)年度に実施した、ドメスティックバイオレンス(以下DVと表記)等に関する調査では、配偶者からの暴力の被害経験について、全体の約4人に1人(女性は約3人に1人、男性は約5人に1人)が暴力を受けたことがあるという結果となっています。これら被害者の中で、誰かに相談した人は全体の半数以下にとどまっています。暴力を受けた事実をひとりで抱え込む人が、決して少なくありません。



暴力の種類

暴力と聞くと殴る、蹴るなどのイメージが強いかもしれませんが、それだけではありません。

身体的暴力	殴る、蹴る、髪を引っ張るなど
精神的暴力	暴言を吐く、無視するなど
経済的暴力	金銭的な制約を強いるなど
社会的暴力	人との付き合いを制限するなど
性的暴力	性的行為を強要するなど

暴力事案が発生した時は…



暴力の被害に遭った場合は、下記の相談窓口で対応を行っています。もし自分が暴力の被害者になってしまった場合には、一度利用してみてください。また、周りに暴力被害を受けている人がいるという場合には、紹介していただきますようお願いいたします。

多治見市から暴力をなくすため、事業者の皆様のご協力をお願いします。

- ①女性相談(多治見市子ども支援課) ☎0572-23-5609
- ②配偶者暴力相談支援センター ☎0572-23-1111
- ③男女共同参画プラザ ☎058-278-0858
- ④女性相談センター ☎058-274-7377
- ⑤ぎふ性暴力被害者支援センター ☎058-215-8349

相談時間は
① 平日 9時～16時
② 平日 9時～17時
③ 平日・土曜 9時～17時
④ 平日 9時～21時
土・日・祝 9時～12時、13時～17時
⑤ 24時間対応

おとどけセミナーをご活用ください

多治見市では、市役所の職員が地域に出向いて、市役所の仕事などをわかりやすく説明する「おとどけセミナー」を実施しています。多治見市に在住・在勤・在学の5人以上のグループであればどなたでも申し込みが可能です。会社の研修の一環として活用していただくことも可能ですので、ぜひご検討ください。



お申し込みの流れ

Step1 事前に担当課と打ち合わせ

セミナー実施日やご希望の内容について、セミナーを実施する担当課と事前に打ち合わせをお願いします。

Step2 申込書をくらし人権課に提出

実施日の2週間前までに、申込書に必要事項を記入し、くらし人権課(本庁舎1階)へご提出ください。

ポイント

- ①土日でも大丈夫!
→土、日、祝祭日を含む2時間程度が目安です。詳細は担当課と打ち合わせください。
- ②会場はご希望に応じます!
→市内であれば、ご希望の会場へ伺います。(対応できない講座もあります)
- ③メニューにない講座もご相談ください!
→おとどけセミナーメニューになくてもご相談に応じてオーダーメイドのセミナーを開催します。

事業者様への オ ス ス メ

男女共同参画、防災講座、救命救急講習、多治見市総合計画など
※ほかにも80種類ほどのメニューがあります。
詳しくはホームページでご確認ください。

URL : <https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/shiminkatsudo/otodoke.html>

多治見市はワーク・ライフ・バランスの推進を応援します!!



多治見市では岐阜県と協力しながら、ワーク・ライフ・バランスを推進していただける事業者様を少しでも増やせるよう、啓発を行っています。

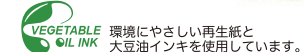
ワーク・ライフ・バランスに関する読み物や取り組み事例集も配布しておりますので、ご希望の事業者様は下記までお問い合わせください。

※「パバスイッチオン!」(男性の積極的な育児参加を推奨する読み物)
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業取組事例集



編集・発行：多治見市役所 環境文化部 くらし人権課
〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
TEL 0572-22-1128 FAX 0572-25-7233
E-Mail kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

このちらしは、52,380円の費用で1,000部作成しました。



平成31(2019)年3月発行

多治見市男女共同参画

男女がともにいきいきと働ける職場づくりで



Vol.5

男女共同参画社会とは、一人ひとりがお互いを大切に、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮しいきいきと暮らすことができる社会のことをさします。現在、岐阜県内では人口減少などによる労働力不足等の課題が浮き彫りとなっており、県内の有効求人倍率にも表れています。このような課題を解決するためには事業者の皆様の協力が不可欠です。個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備しながら、男女共同参画社会の実現を目指してみませんか。

4月から働き方改革関連法が施行されます

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)が平成31(2019)年4月1日から順次施行されます。内閣は「一億総活躍社会」を提唱しており、労働生産性の向上、非正規雇用の格差改善、長時間労働の是正などを目指しています。また、現在は全国的に有効求人倍率が高い状況が続いており、慢性化しつつある働き手不足にどのように対応すればよいのかも課題となっています。この記事では、男女共同参画社会を実現するうえで大切な考え方である「ワーク・ライフ・バランスの推進」の視点から働き方改革について考えてみます。



平成31(2019)年4月からの主な施行内容

①時間外労働の上限規制(中小企業は2020年4月1日～)

時間外労働の上限について、原則月45時間、年360時間となります。特別な事情がある場合も年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。



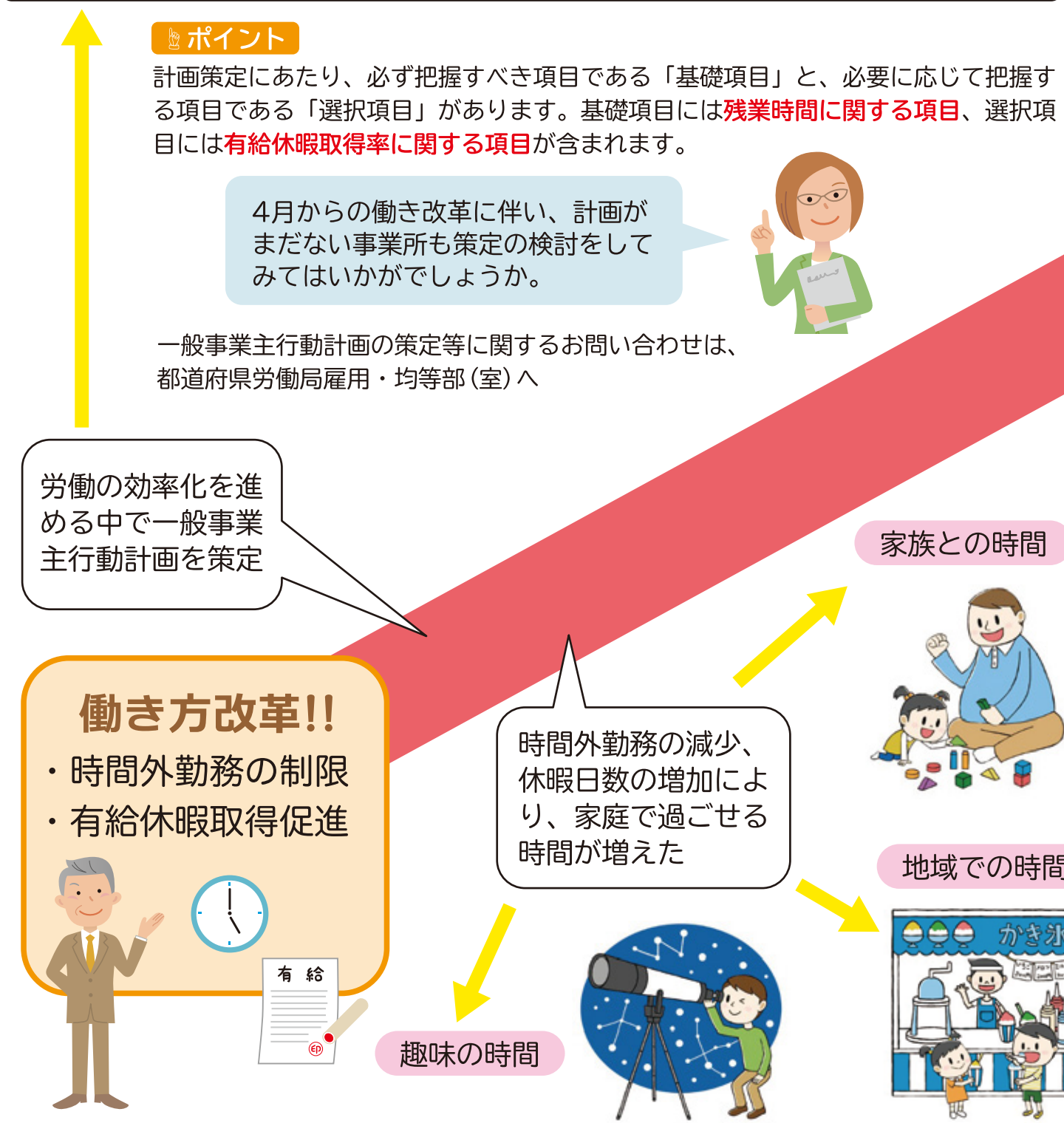
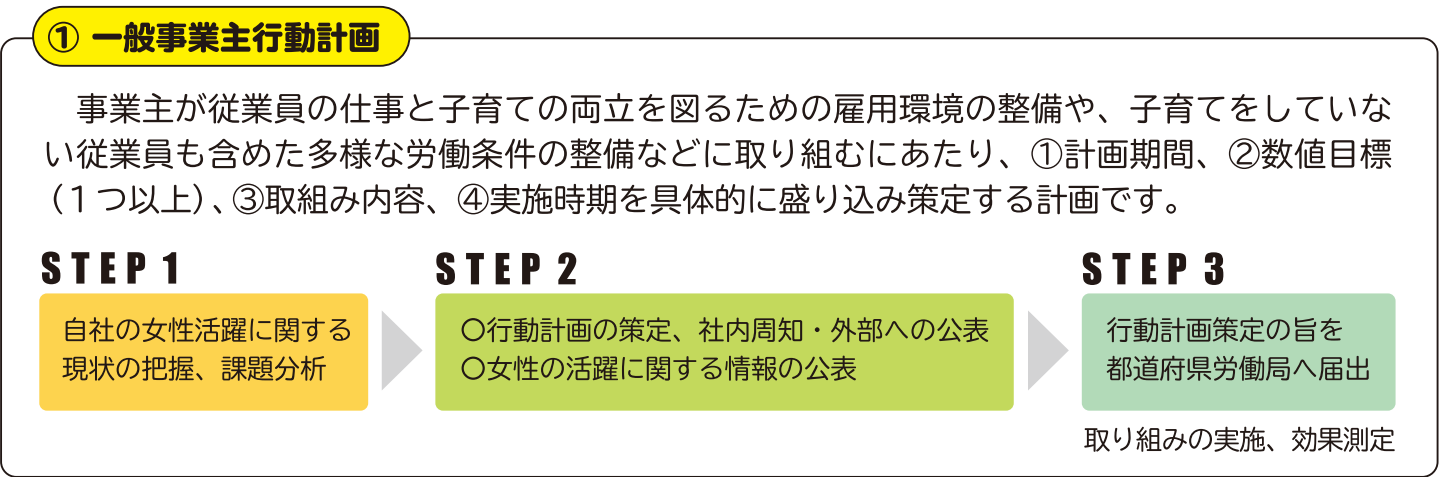
②有給休暇の確実な取得

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

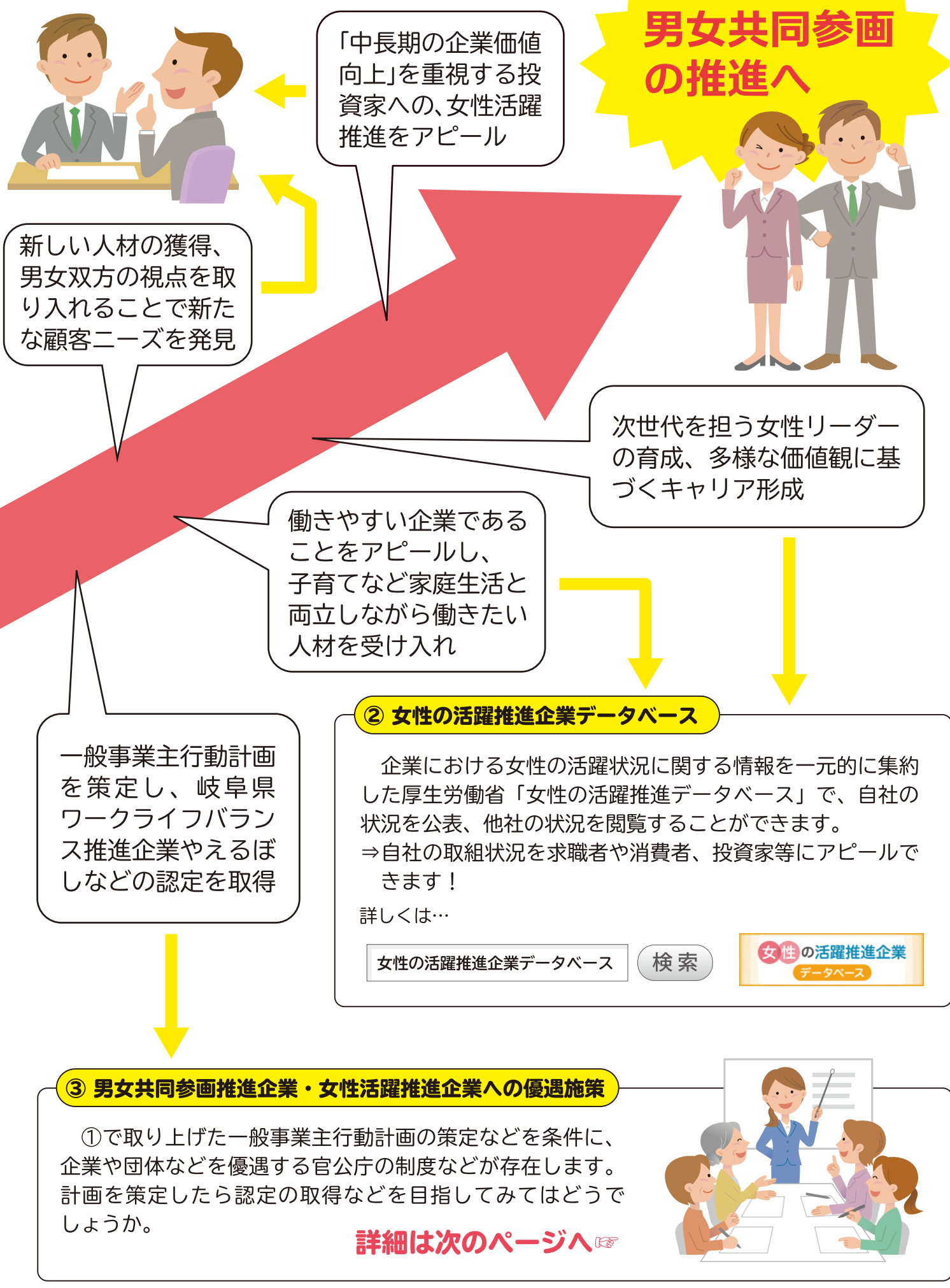
※他にも改正項目はありますが、今回は主となるこの2点に絞りました。



働き方改革をきっかけに職場の男女共同参画をさらに推進しませんか？



新たなビジネスチャンスの創出



男女共同参画推進企業・女性活躍推進企業への主な優遇施策一覧

実施主体	施策名称	内 容	企業へのメリット
多治見市	入札参加資格審査にかかる主観的事項審査	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。	競争入札参加資格者名簿登録時の主観点数に加点。
岐阜県	「ワーク・ライフ・バランス」推進企業登録制度	仕事と家庭の両立支援に取り組む企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録。	県建設工事の入札参加資格における主観点数加点、県内金融機関での「金利優遇」適用、県中小企業資金融資制度の「子育て支援資金」利用など。
厚生労働省	「えるぼし」認定制度	一般事業主行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する実施状況等が優良な企業を認定。	国の各府庁が行う公共調達における加点評価、日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」利用、両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)交付など。
厚生労働省	「くるみん・プラチなくるみん」認定制度	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を認定。	国の各府庁が行う公共調達における加点評価など。

※認定を取得すると各種ロゴマークを用いた企業PRができるようになります。



各施策の問合せ先	
一般事業主行動計画の策定・届出について えるぼし認定について くるみん・プラチなくるみん認定について	厚生労働省都道府県労働局 (岐阜労働局雇用環境・均等室：058-245-1550)
岐阜県ワークライフバランス推進企業登録について	岐阜県 子ども・女性局 (女性の活躍推進課：058-272-8236)
多治見市の入札参加資格審査について	多治見市 総務部財政課 (契約グループ：0572-22-1434)